

令和8年度第3回中間申請等級変更に係る特例要領

1 対象業者

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 山梨県内に主たる営業所を有する者の建設工事入札参加資格のうち、等級を付して認定している5業種（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業）について、業種の追加申請を行い令和8年度の入札参加資格の認定を受けた者で、かつ、令和7年度以降、その追加で認定を受けた業種の入札参加資格をこれまで有したことのない者であること。（業種追加業者）
- (2) 山梨県内に主たる営業所を有する者の建設工事入札参加資格のうち、等級を付して認定している5業種（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業）について、新たに令和8年度の入札参加資格の認定を受けた者で、かつ、令和7年度以降、その新たに認定を受けた業種の入札参加資格をこれまで有したことのない者であること。（新規業者）

2 変更を認める等級

1等級の降格のみとし、業種ごとに降格を希望する業種と希望しない業種を選択できるものとする。

3 変更申請の方法

等級変更を希望する者は、次のとおり申請を行うものとする。

(1) 申請方法

建設工事入札参加資格等級変更申請書（別紙様式）により、郵送で申請する。

送付先：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県 県土整備部 県土整備総務課 契約担当 あて

(2) 申請受付期間

令和8年10月7日（水）～10月16日（金）（消印有効）

4 等級変更認定期間

申請により認定された変更後の等級の有効期間は、令和8年11月1日から令和9年3月31日までとし、等級変更認定後に再度の等級変更は認められない。